

【高知県周産期医療体制整備計画（素案）の概要】

1 高知県周産期医療体制整備計画（素案）の概要

「高知県周産期医療体制整備計画」は、厚生労働省が定めた「周産期医療体制整備指針」に基づき、周産期医療の充実に向け、地域の実情に即し、限られた資源を有効に生かしながら、総合周産期母子医療センター、高次周産期医療機関、地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所（以下「地域周産期医療関連施設」という。）の機能分担と連携により、重点的な取り組みが求められている周産期医療体制の整備を図るために県が策定する計画です。

(1) 計画期間

平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間

(2) 計画（素案）の内容

周産期医療体制整備

- NICU（新生児集中治療管理室）の増床（18床→24床）
- 周産期医療情報システム及び高知県母体・新生児搬送マニュアルの有効活用による、母体及び新生児の搬送及び受入れ体制の確保
- セミオープンシステムの導入検討
- 周産期医療関係者に対する研修の実施
- NICU（新生児集中治療管理室）長期入院児への対応
 - ・NICU長期入院児の在宅療養への円滑な移行
 - ・NICUの後方支援病床の確保のための検討
- 医師、助産師、看護師等医療従事者の確保

2 計画（素案）策定の経緯

平成 22 年 8 月 平成 22 年度第 1 回高知県周産期医療協議会

- ・計画策定のスケジュール等を説明
- ・計画（素案）の策定については、検討会を設置

9 月 周産期医療体制に係る分娩取扱施設への実態調査実施

11 月 第 1 回検討会（計画（素案）の重点項目の検討）

12 月 第 2 回検討会（計画（素案）の検討）

3 今後の予定

いただいたご意見を参考に、「高知県周産期医療体制整備計画（案）」をまとめ、高知県周産期医療協議会のご意見をお聞きしたうえで、計画を決定し、平成 23 年 3 月末までに国（厚生労働省）に計画を提出します。

